

令和6年度イノベーション創出プラットフォーム事業 (Fukushima Tech Create) ビジネスアイデア事業化プログラム業務委託仕様書

この業務仕様書は、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下「イノベ機構」という。）が行う「イノベーション創出プラットフォーム事業 (Fukushima Tech Create) ビジネスアイデア事業化プログラム業務」（以下「本業務」という。）の仕様等に関し、必要な事項を定めるものである。

1 本業務の趣旨及び公募型プロポーザルの目的

福島イノベーション・コースト構想を推進する浜通り地域等15市町村（いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村）以下「イノベ地域」という。）における様々な挑戦をサポートするため、事業シード等を生み出し、シードを有する企業等を育てる仕組みを構築するとともに、本業務を通して当該地域を起点に新たな事業を行う企業等の発掘・定着を促進することが求められている。

本業務は、他に公募する「アクセラレーションプログラム」及び「先導技術事業化アクセラレーションプログラム」とともに「イノベーション創出プラットフォーム事業 (Fukushima Tech Create)」として実施されるものであり、イノベ地域において、福島イノベーション・コースト構想の重点分野に位置付けている「廃炉」、「ロボット・ドローン」、「エネルギー・環境・リサイクル」、「農林水産業」、「医療関連」、「航空宇宙」の各分野で、起業や新事業展開等の新たなチャレンジを志向する事業者等（以下「事業者等」という。）の全国からの掘り起こし等を図ることを目的として実施されるもの。

※本業務におけるシードとは、新規事業における初期段階にあるものを想定しており、企業のステージ段階を指すものではない。

2 業務概要

(1) 業務名

令和6年度イノベーション創出プラットフォーム事業 (Fukushima Tech Create) ビジネスアイデア事業化プログラム業務委託

(2) 実施場所

本業務におけるプログラムは、目標として、福島県を含めた東北地域及び首都圏地域の2エリアにて合計10回以上のワークショップ等を開催することとし、それぞれ本業務におけるプログラム参加企業者等（以下「プログラム参加者」という。）を募った上で各エリアにてプログラム参加者が集まり易い活動拠点を設ける。

(3) 履行期間

契約の日から令和7年2月21日(金)までとし、プログラム参加者への支援期間も同様とする。

(4) 業務内容

本業務においては、以下の内容に関する企画、調整、運営等の一切の業務を行う。

①事業者等の募集等

イノベ機構が行う事業者等の募集・応募受付・選定について、受託者は、募集活動及び選定補助(プログラム参加者選定の参考となる各応募者に対する評価の提出及び必要に応じて審査委員会での説明)を実施すること。

必要に応じて、再募集を行う可能性があるため、その場合にも同様の対応を行うこと。

②起業創業支援の実施

ア ワークショップ等の実施

プログラム参加者が各シードの磨上げをするための集合型のイベント(例:イノベ地域の現地視察、ワークショップ、既存の企業グループや支援機関イベントを利用した交流マッチング会等)を企画、運営すること。

なお、イノベーション創出プラットフォーム事業の他のプログラムでは、支援期間中のイノベ地域の拠点設置が補助金交付の要件となっていることから、これに繋がるような内容となるよう配慮を行うこと。

イ 個別支援

プログラム参加者の課題解決等に係る伴走支援(ビジネスプランの策定に関するアドバイス、起業・新事業展開・経営アドバイス、実証などに関する技術的アドバイス、マーケティング・販路に関するアドバイス、マッチング機会の提供等による事業計画の具現化等に関するサポート、イノベーション創出支援補助金の申請や活用に関する助言、成果発表会でのプレゼンテーションに向けた助言等)を行うこと。

ウ 起業創業支援動画の活用

プログラム参加者の起業に向けての知識習得、課題解決等のため、イノベ機構が所有する起業創業支援動画を効果的に活用すること。

エ 成果発表会(ピッチイベント等)の開催支援等

プログラム終盤に、イノベ機構等が主催する成果発表会（イノベーション創出プラットフォーム事業の各プログラムに参加するプログラム参加者の成果（仕上げ）を発表するピッチイベント及びブース展示等）について、本プログラム部分を企画し、成果発表会運営会社、プログラム参加者や他のプログラム等との調整、集客や事後啓発等の情報発信を行うこと。

また、成果発表会後のプログラム参加者に関する協業マッチング等のフォローも行うこと。

③起業創業支援動画の作成

起業創業を志す者のビジネスプランの策定等を支援するテーマ（技術シーズやアイデアに関する用途仮説の考え方、想定顧客とニーズの捉え方、市場分析の方法、競合他社の分析方法等の他、法律等の改正点は積極的に取り上げる一方で、過年度の内容と全く同一内容とならないよう留意すること）に関する動画（20分以上）を4本製作し納品すること。

製作する動画について、著作権はイノベ機構に帰属することとし、イノベ機構の判断により、イノベ機構が支援する者等に視聴させる等の活用を前提とした単体での活用が可能なものとする。

なお、製作した動画は、各プログラムのイノベーション創出イベントでの活用は可能とするが、イノベーション創出イベントの様子を録画しての納品は認めない。

（5）基本条件

①プログラム参加者数の目安

20社（者）程度

②ワークショップ等の実施

各エリア5回、合計10回程度実施すること。

③成果発表会（ピッチイベント等）

イノベ地域で開催予定。オンラインで全国に配信予定。オンライン視聴を含め250名程度の規模感を見込む。

④プログラム参加者の想定条件

参加可能な事業者等は、以下の条件全てを満たすものとする。

a イノベ地域に既に立地している、若しくは、同地域に根差し将来的なビジネス展開を行う意思を有する企業、個人であること。

なお、業務期間内における上記企業、個人の主たる活動地域が、イノベ地域内で有ることまでは求めない。

- b 期間中の全てのイベント等への参加が可能であること。
- c 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者)(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと及び次の項目のいずれにも該当しないもの。

- ア) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- イ) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- ウ) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- エ) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- オ) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

⑤ 感染症対策

ワークショップ等、成果発表会等の開催にあたっては、必要に応じて、適切な感染防止対策（入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用、室内の換気等）を講じることとし、イノベ機構と相談の上、必要に応じてオンライン開催とするなど柔軟な対応も可能とする。

(6) 上記の他、本事業に必要な下記の業務を実施する。

- ① ワークショップ等や個別支援の内容に関するイノベ機構への定期報告を、翌月15日（休日の場合は翌営業日）までに行うとともに、プログラム参加者の課題解決進捗状況などの定期的な連絡会を各月1回以上、行うこと。定期的な連絡会は1月分を最終とする。
- ② イノベ機構がプログラム参加者に対して行う調査等について、プログラム参加者へのアポイントメント調整を行うとともに必要に応じて同行すること。
- ③ プログラム参加者の支援を行うために必要な情報（企業情報や事業内容、事業上の課題等）を、Fukushima Tech Create サポーター等の第三者へ提供することについて、プログラム参加者からの同意を取得すること。
- ④ イノベ機構が行う、イノベーション創出プラットフォーム事業の啓発動画作成や情報発信に関する取材等へ協力すること。
- ⑤ ワークショップ等において、プログラム参加者が作成する資料等について、著作権、

肖像権等を侵害することがないように指導すること。

- ※ 前述の業務概要は、業務の概要や流れ、委託者が業務成果として求める最低限の仕様を参考として示すものであり、提案者のプログラム等提案内容を制限するものではない。

3 本業務に係る成果報告等

(1) 成果報告

本業務実施にかかる次のものを成果品として提出すること。提出にあたっては紙2部での提出のほか、電子データ（WORD等の各種形式及びこれらをまとめたPDF形式のもの）を収めたCD-ROM等の電子媒体を2セット提出すること。

- ① 本業務において作成した資料、イベント実施状況等の概要、結果が分かる資料等
- ② その他イノベ機構が受託者と合意の上、成果品として提出を求めるもの。

(2) 業務報告

受託者は、業務の遂行に当たり、本業務の着手又は完了後、速やかに次の書類を提出しなければならない。

- ① 委託業務着手届
- ② 委託業務完了報告書
- ③ 委託業務実績報告書（プログラム参加者への支援の成果として、プログラム参加者毎に事業計画の熟度、進捗、課題、イノベ地域との関係性構築等に係る本業務での支援の前後を対比した評価を含めること）

4 契約に関する条件等

(1) イノベ機構との調整

本業務を遂行するにあたっては、イノベ機構と十分調整した上で業務を行い、イノベ機構の指示に従うこととする。

(2) 書類等の適正な管理・保管

受託者は、プログラム参加者等から提出のあった各種書類について、適切に保管し、保管場所等を電子データに記録し、常時、イノベ機構からの求めに応じ検索し提出できること。

(3) 予算管理

受託者は、契約額と照らして、業務実施に係る経費等の実績管理を行う。また、イノベ機構が求めた際、執行実績と執行見込を報告出来るよう把握しておくこと。

(4) 福島県及びイノベ機構の施策に対する理解

受託者は、福島県が行っている「地域復興実用化開発等促進事業」及びイノベ機構が実施する各種事業に関しての理解を深めること。

特に本業務がイノベーション創出プラットフォーム事業における重要な一つの構成要素である旨を理解の上、業務を進めること。

5 受託者の責務

(1) 苦情等の処理

本業務に伴って生じたトラブル等に関しては、受託者が責任を持って対応すること。

(2) 信用失墜行為の禁止

受託者は、本業務の実施にあたり、プログラム参加者及びその関係者と利害関係を持つなど、イノベ機構の信用を失墜する行為を行ってはならない。

(3) 法令等の遵守

① 個人情報等の守秘義務

本業務を通して知り得た個人情報及び事業者等の情報等については、他に漏洩してはならない。なお、個人が特定される情報は原則として第三者へ提供しないこと。

② 個人情報等の目的外使用の禁止

本業務を通して知り得た個人情報及び事業者等の情報等については、他の目的で使用すること及び売買・提供することを禁止する。

③ 委託契約終了後の取り扱い

上記、①及び②については、本業務の委託契約が終了した後も同様である。

(4) 施設・設備の目的外使用の禁止及び信頼性の確保

受託者は、本業務の受託業務を行うために用意した施設又は備品を本業務以外の目的で使用してはならない。

6 その他

(1) 本仕様に定めのない事項等

受託者は本業務の実施にあたり、不明な点や変更点、本仕様等に定めのない事項が発生したときは、イノベ機構と協議の上、決定するものとする。

(2) 留意事項

① 成果の帰属

本業務により得られた成果は、原則としてイノベ機構に帰属するものとする。

② 本業務の引継

受託者は本業務に係る契約の終了後、他社に本業務の引継を行う必要が生じた場合は、対象事業者等の利便性を損なわないよう必要な措置を講じ、円滑な引継に努めるものとする。

③ 本業務に係る書類の整備・保管

本業務に係る書類の整備・保管については、次のとおりとする。

ア 本業務の書類については、他の業務と混同しないよう区分すること。

イ 本業務の実施にあたっては、次の会計関係書類等を準備し、適切な業務運営を図ること。

- ・総勘定元帳、現金出納簿等の会計関係帳簿類
- ・本業務に従事するスタッフ等の名簿、業務従事記録表等の関係書類
- ・その他、本業務に係る関係書類（支出関係の証憑書類等）

ウ 本業務終了年度から5年間保管すること。

エ 本業務は、国の交付金を活用した事業のため、会計検査院の实地検査等の対象となることを踏まえ、適切な業務運営を行うこと。

オ 受託者は、本業務に係る会計实地検査が実施される場合には、イノベ機構に協力しなければならない。

カ 本業務に関連し、受託者の故意又は過失など受託者の責により、イノベ機構に損害が生じた場合は、受託者はイノベ機構に対してその損害を賠償しなければならない。